

令和三年一月二十一日提出  
質問 第一一 号

株式会社アキタフーズと政府の関係に関する質問主意書

提出者 岡本 充 功

株式会社アキタフーズと政府の関係に関する質問主意書

鶏卵生産会社「株式会社アキタフーズ」（広島県福山市）（以下、アキタフーズという。）と政府職員との関係について一月十九日に「農林水産事務次官と元農林水産大臣への贈賄罪で在宅起訴されたアキタフーズの前代表が会食していた」との報道があったところである。事実であれば、利害関係者との関係を厳しく制限している国家公務員倫理法上も不適切であると考ええる。そこで農林水産省において本事案に係る職員について問う。

- 一 アキタフーズの前代表はじめ役員との会食をした一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項に基づく指定職俸給表の適用を受ける職員（以下、指定職職員という。）は過去五年以内にいるのか。
- 二 アキタフーズの前代表はじめ役員から金品を受領した指定職職員は過去五年以内にいるのか。いるとすればいつどのようなものを受領したのか。
- 三 会食した指定職の職員は過去五年以内にそれぞれいつ会食し、費用は職員本人が負担したのか。それぞれの会食について回答を求める。

四 政務三役についても上記の一から三について同様にアキタフーズの前代表はじめ役員との会食及び金品

の受領をした者は過去五年以内にいるのか。いるのであれば日時はいつであり、その費用は本人が負担したのか。どのような金品を受領したのか答弁を求める。

五 公務員は国民全体の奉仕者であり、特定の利害関係者の意向により国政が歪められるようなことがあつてはならない。本事案を踏まえ、公平公正な行政の実現のため、菅内閣としてどのように取り組んでいく覚悟か見解を求める。

右質問する。